

別記（第19条関係）

1 保育従事職員

- （１）開所時間中は、現に登園している児童数に対し以下の算定式により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。ただし、当該保育従事職員の数は２人を下回ることとはできないものとし、常勤の保育士を１人以上配置すること。

なお、保育従事職員の６割以上は常勤の保育士とする（保育従事職員が２人の場合は常勤の保育士１人以上を配置する。）こと。

（算定式）

$\{1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1 / 6 \text{（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））}\} + \{\text{乳児数} \times 1 / 3 \text{（同）}\} = \text{保育従事職員数（小数点以下四捨五入）}$

- （２）事業者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。
（３）保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。

2 施設長

次の要件を全て満たす施設長を置くこと。

- （１）第19条第１項第２号イ（ア）の規定を準用する。
（２）原則として、専任の常勤職員であること。ただし、保育従事職員等との兼任を可とする。

3 調理員及び嘱託医

調理員及び嘱託医を置くこと。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年２月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合は、調理員を置かないことができる。